

理由書

(名古屋都市計画道路3・5・329号 昭和南本町線ほか7路線)

1. 変更の概要

愛知県都市計画道路見直し方針(平成30年8月策定)及び津島市都市計画道路見直し方針に基づき、その必要性等を検証した結果、3・5・329号 昭和南本町線ほか7路線((A)全5路線+ (B)全3路線)について、以下のとおり都市計画の変更を行います。

(A) 路線の全線及び一部区間の廃止 全5路線

①路線名：3・5・329号昭和南本町線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：津島市昭和町4丁目地内から津島市昭和町2丁目地内まで約370mの間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に併せて、位置等を変更する。
(B) ①参照)。

		新	旧
位置	起点	津島市昭和町2丁目	津島市昭和町4丁目
	終点	津島市南本町7丁目	津島市南本町7丁目
	主な経過地	津島市今市場町2丁目	津島市今市場町2丁目
区域	延長	約1,580m	約1,950m
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 4箇所	幹線街路と平面交差 6箇所

②路線名：3・5・727号又吉昭和線

変更内容：路線の廃止

変更概要：又吉昭和線の全線約550mを廃止する。

③路線名：3・4・728号橋詰見越線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：津島市又吉町2丁目地内から津島市藤浪町5丁目地内まで約860mの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に併せて、名称等を変更する。((B) ②参照)。

		新	旧
名称	路線名	橋詰又吉線	橋詰見越線
位置	起点	津島市橋詰町2丁目	津島市橋詰町2丁目
	終点	津島市又吉町2丁目	津島市藤浪町5丁目
	主な経過地		津島市又吉町2丁目
区域	延長	約760m	約1,620m
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 3箇所	名鉄尾西線と立体交差 幹線街路と平面交差 5箇所

④ 路線名：3・4・729号立込元寺線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：津島市埋田町1丁目地内から津島市杵前町4丁目地内まで約1,550mの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に併せて、名称等を変更する。(B)③参照。

		新	旧
名称	路線名	立込埋田線	立込元寺線
位置	起点	津島市立込町2丁目	津島市立込町2丁目
	終点	津島市埋田町1丁目	津島市杵前町4丁目
	主な経過地		津島市埋田町2丁目
区 域	延長	約200m	約1,750m
構 造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 2箇所	幹線街路と平面交差 3箇所

⑤ 路線名：3・4・730号花正義原線

変更内容：路線の廃止

変更概要：花正義原線の全線約200mを廃止する。

(B) 名称、位置及び構造の変更 全3路線

① 路線名：3・5・329号昭和南本町線・・・(A) ①

変更内容：位置及び構造の変更

変更概要：3・5・329号 昭和南本町線の一部区間の廃止及び3・5・727号又吉昭和線の全線廃止に伴い、位置及び構造を変更する。

		新	旧
位置	起点	津島市昭和町2丁目	津島市昭和町4丁目
	終点	津島市南本町7丁目	津島市南本町7丁目
	主な経過地	津島市今市場町2丁目	津島市今市場町2丁目
区域	延長	約1,580m	約1,950m
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 4箇所	幹線街路と平面交差 6箇所

※区域の変更（一部区間の廃止）については（A）①参照。

② 路線名：3・4・728号 橋詰又吉線（旧3・4・728号橋詰見越線）・・・(A) ③

変更内容：名称、位置及び構造の変更

変更概要：3・4・728号 橋詰見越線の一部区間の廃止及び3・5・727号又吉
昭和線の全線廃止に伴い、名称、位置及び構造を変更する。

		新	旧
名称	路線名	橋詰又吉線	橋詰見越線
位置	起点	津島市橋詰町2丁目	津島市橋詰町2丁目
	終点	津島市又吉町2丁目	津島市藤浪町5丁目
	主な経過地		津島市又吉町2丁目
区域	延長	約760m	約1,620m
構造	地表式区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 3箇所	名鉄尾西線と立体交差 幹線街路と平面交差 5箇所

※区域の変更（一部区間の廃止）については（A）③参照。

③ 路線名：3・4・729号 立込埋田線（旧3・4・729号 立込元寺線）・・・(A) ④

変更内容：名称、位置及び構造の変更

変更概要：3・4・729号 立込元寺線の一部区間の廃止に伴い、名称、位置及び構造を変更する。

		新	旧
名称	路線名	立込埋田線	立込元寺線
位置	起点	津島市立込町2丁目	津島市立込町2丁目
	終点	津島市埋田町1丁目	津島市杵前町4丁目
	主な経過地		津島市埋田町2丁目
区域	延長	約200m	約1,750m
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 2箇所	幹線街路と平面交差 3箇所

※区域の変更（一部区間の廃止）については（A）④参照。

2. 都市計画変更理由とその内容

(1) 都市計画変更に至る経緯

愛知県は、戦後から高度経済成長期にかけて多くの路線を都市計画決定し、整備することで、暮らしやすい市街地の形成や産業、経済の発展などに大きく寄与してきました。

その一方で、数多くの路線が未着手のまま残されている状況や、社会経済情勢が変化してきていること等を踏まえ、都市計画道路の見直しが求められています。

このような状況の中、愛知県は未着手の都市計画道路の必要性などを検証し、必要に応じて計画の変更、廃止を行うため、その基本的な考え方にあたる「愛知県都市計画道路見直し方針（平成30年8月）」を公表しました。

津島市においても20路線44.4km(約66.2%)が整備されたものの14路線15.0km(約33.8%)が整備されていない状況です。

そこで、県方針に基づき、津島市では未整備区間を含む都市計画道路の必要性等の検証を行い、必要性と実現性の観点から津島市都市計画道路見直し方針を定めました。

その後、令和4年8月には地元説明会を実施し、地元等との調整が整った路線について廃止等の手続きを進めています。

(2) 上位計画との整合

愛知県では、「名古屋都市計画区域マスタープラン（平成31年3月）」において、都市計画道路は社会経済情勢の変化を踏まえ道路機能を明確にしたうえで、必要に応じた計画の見直しを行うとしています。

また、「津島市都市計画マスタープラン（令和3年12月）」においても、人口減少や高齢化社会の進展等の社会情勢の変化に対応するため、必要性・実現性に配慮した都市計画道路の見直しを検討するとしています。

(3)都市計画変更の理由と内容

(A) 全線及び一部区間の廃止 全5路線

- ① 3・5・329号昭和南本町線
- ③ 3・4・728号橋詰見越線

3・5・329号昭和南本町線は昭和14年に延長約1,100m、幅員15mの幹線街路として、3・4・728号橋詰見越線は昭和53年に、名鉄尾西線とは立体交差とした延長約1,880m、幅員16mの幹線街路として決定されました。両路線は津島市及び愛西市の住宅開発及び工場進出等に伴う増加する交通量に対応するため、また、3・4・336号津島南濃線の北側にある兼平町及び片岡町の区域での市街地整備を見込み決定されました。なお、橋詰見越線は現在、津島市内の約1,620mが3・4・728号橋詰見越線、愛西市内の約260mが3・4・753号橋詰見越線として決定されています。そのうち、県道津島南濃線より北側の区間は、同路線と県道一宮弥富線のバイパス区間となっております。

3・5・329号昭和南本町線の路線の整備状況は、県道名古屋津島線より南側約770mは整備済み、県道名古屋津島線と県道津島南濃線の間約810mは事業中となっておりますが、その他の約370mは未整備となっております。

津島市内における3・4・728号橋詰見越線の整備状況は、3・5・727号又吉昭和線との交差部付近より、南の約530mは整備済みとなっておりますが、県道津島南濃線より南側の現道拡幅区間約230mは未整備、県道津島南濃線より北側のバイパス区間も未整備となっております。愛西市内における3・4・753号橋詰見越線については全線で未整備となっております。

3・5・329号昭和南本町線の未整備区間の同位置には、2車線の市道昭和見越線が幅員約8mで整備されており交通処理が図られています。また、3・4・728号橋詰見越線の北側バイパス区間の周辺には、県道津島南濃線と県道一宮弥富線が、両側歩道を有する2車線、幅員16m、名鉄尾西線及び津島線とは立体交差で整備されており、円滑な交通処理が図られています。また、バイパス区間の北側には昭和53年に3・4・284号甚目寺佐織線が都市計画決定され、名鉄尾西線とは立体交差により暫定2車線で整備されています。

両路線の廃止を計画している区間沿線においては、当初決定時に想定していた市街地整備は行われず、今後も見込まれない状況です。また、3・4・728号橋詰見越線の東側の終点付近においては、名鉄尾西線と立体交差の計画が決定されており、市街地整備と同調した整備を行う予定でしたが、当初決定時に想定していた市街地整備は行われず、今後も見込まれません。これらのことから、市街地整備を前提とした当計画を見直す必要があります。

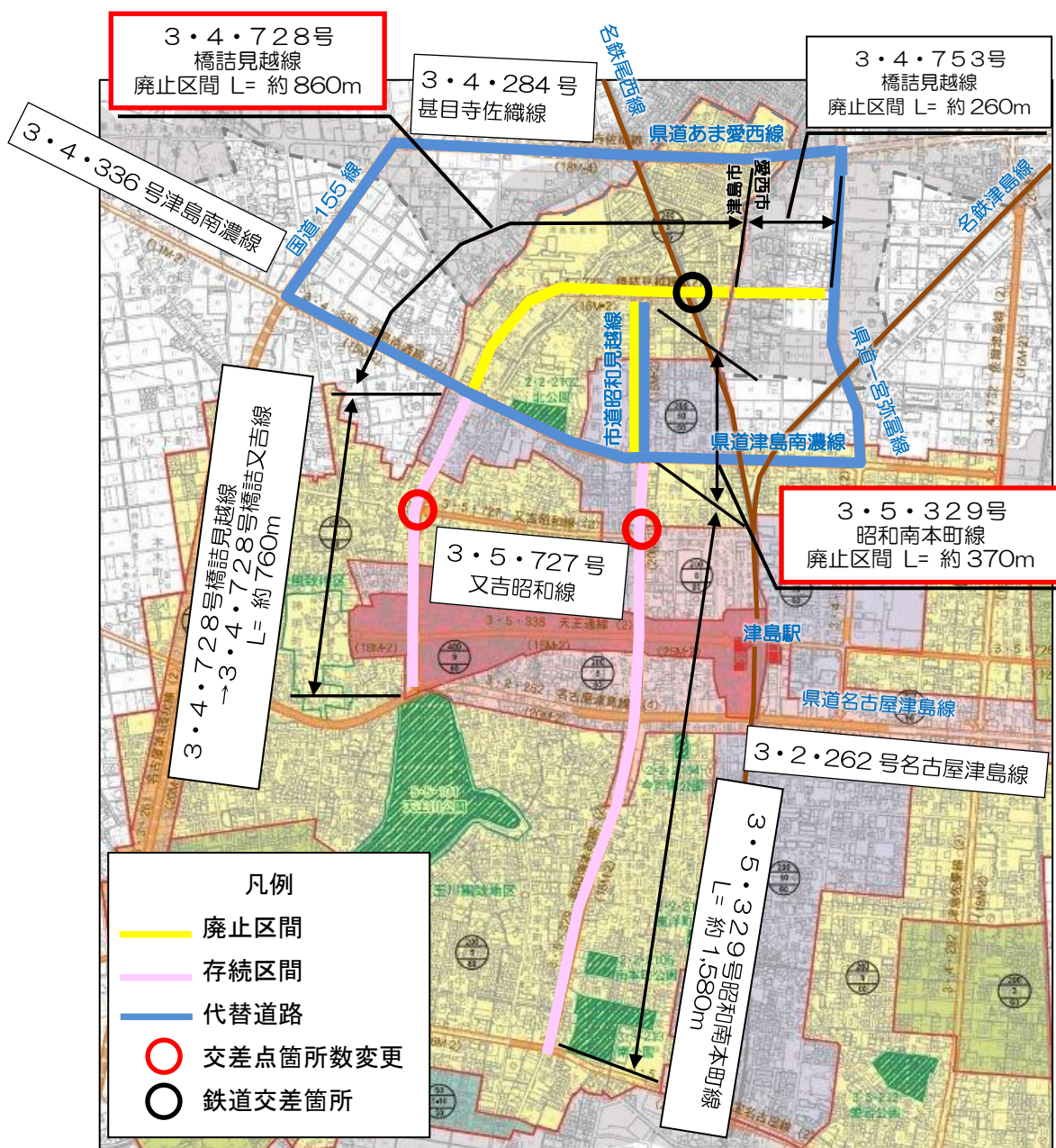
なお、見直し検討作業において、当該区間を廃止した場合でも、これらの現道や周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることを確認しております。

以上を踏まえ、必要性等の検証を行った結果、周辺現道網が当該都市計画道路の

代替性を有するものと判断し、3・5・329号昭和南本線は津島市昭和町4丁目地内から津島市昭和町2丁目地内までの約370mの区間について、3・4・728号橋詰見越線は津島市又吉町2丁目地内から津島市藤浪町5丁目地内までの約860mの区間について都市計画を廃止します。

また、これに伴い津島市橋詰町2丁目地内から津島市又吉町2丁目地内までの約760mの区間について路線名称を3・4・728号橋詰又吉線に変更します。

なお、愛西市内の3・4・753号橋詰見越線についても、愛西市決定によって約260mの区間について同時に都市計画を廃止する予定です。



② 3・5・727号又吉昭和線

3・5・727号又吉昭和線は、昭和55年に大規模火災を受けた沿線地区の復旧、復興を図るとともに、周辺地区の市街地整備を見込み、延長約550m、幅員12mの幹線街路として決定されました。その後平成12年の車線数の決定、平成22年の都市計画区域の再編等を経て、現在に至っています。

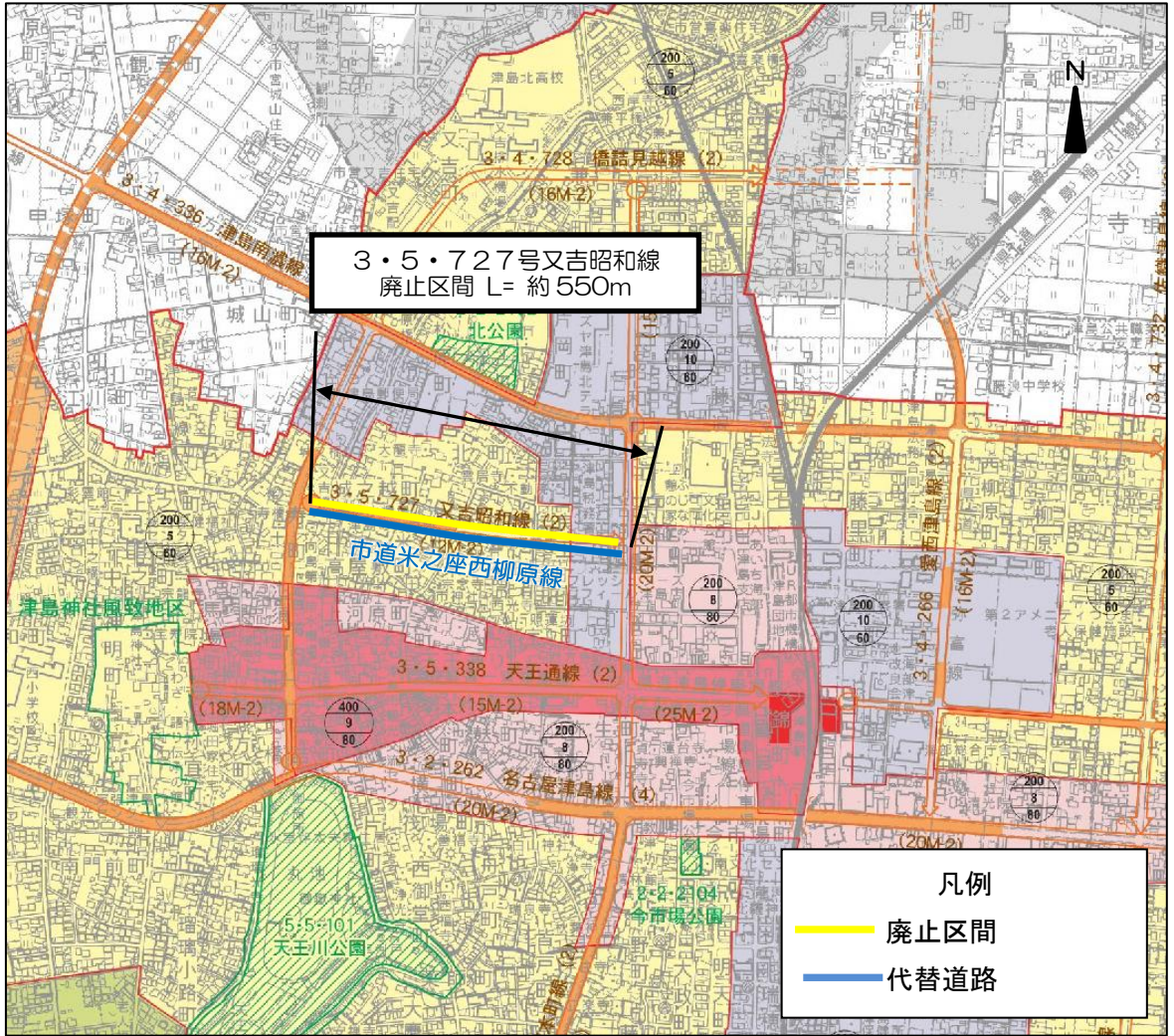
路線の整備状況は、西側の起点より約270mは整備済みとなっておりますが、東側の約280mは未整備となっております。

この未整備区間の同位置には、両側歩道を有する2車線の市道米之座西柳原線が、幅員約10mで整備されており、交通処理が図られています。

火災被害を受けた西側の約270mの沿線は市街地の復旧、復興が進むとともに当該区間の整備も完了しました。しかし、東側の約280mの沿線においては、当初決定時に想定していた市街地整備は行われず、今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当計画を見直す必要があります。

なお、見直し検討作業において、当路線を廃止した場合でも、これらの現道や周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることを確認しております。

以上を踏まえ、3・5・727号又吉昭和線について、必要性等の検証を行った結果、現道が当該都市計画道路の代替性を有するものと判断し、全線約550mの区間について都市計画を廃止します。



④ 3・4・729号立込元寺線

3・4・729号立込元寺線は昭和53年に、当該沿線における市街地の拡大と秩序ある整備を見込み、延長約1,750m、幅員16mの幹線街路として決定されました。その後の平成12年の車線数の決定、平成22年の都市計画区域の再編等を経て、現在に至っています。

路線の整備状況は、全線で未整備となっています。

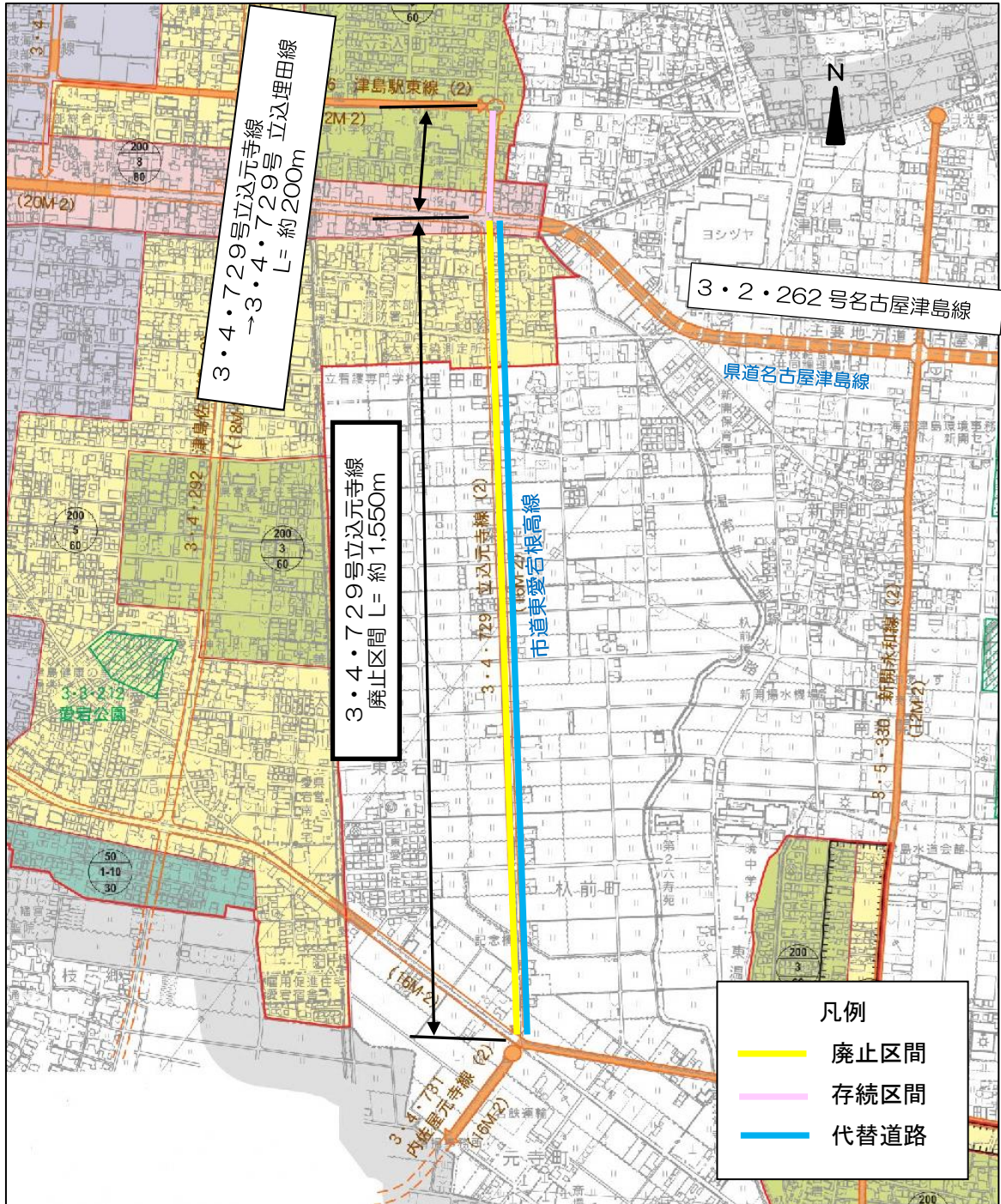
県道名古屋津島線より南側の未整備区間の同位置には、2車線の市道東愛宕根高線が、幅員約8mで整備されており、交通処理が図られています。

当該路線沿線では当初見込んでいた市街地拡大が進まず、また、今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当計画を見直す必要があります。

なお、見直し検討作業において、当区間を廃止した場合でも、これらの現道や周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることを確認しております。

以上を踏まえ、3・4・729号立込元寺線について、必要性等の検証を行った結果、現道が当該都市計画道路の代替性を有するものと判断し、津島市埋田町1丁目地内から津島市杵前町4丁目地内までの約1,550mの区間について都市計画を廃止します。

また、これに伴い津島市立込町2丁目地内から津島市埋田町1丁目地内までの約200mの区間について路線名称を3・4・729号立込埋田線に変更します。



⑤ 3・4・730号花正義原線

3・4・730号花正義原線は、昭和53年に、当該沿線における市街地の拡大と秩序ある整備を見込み、延長約200m、幅員16mの幹線街路として決定されました。その後の平成12年の車線数の決定、平成22年の都市計画区域の再編等を経て、現在に至っています。

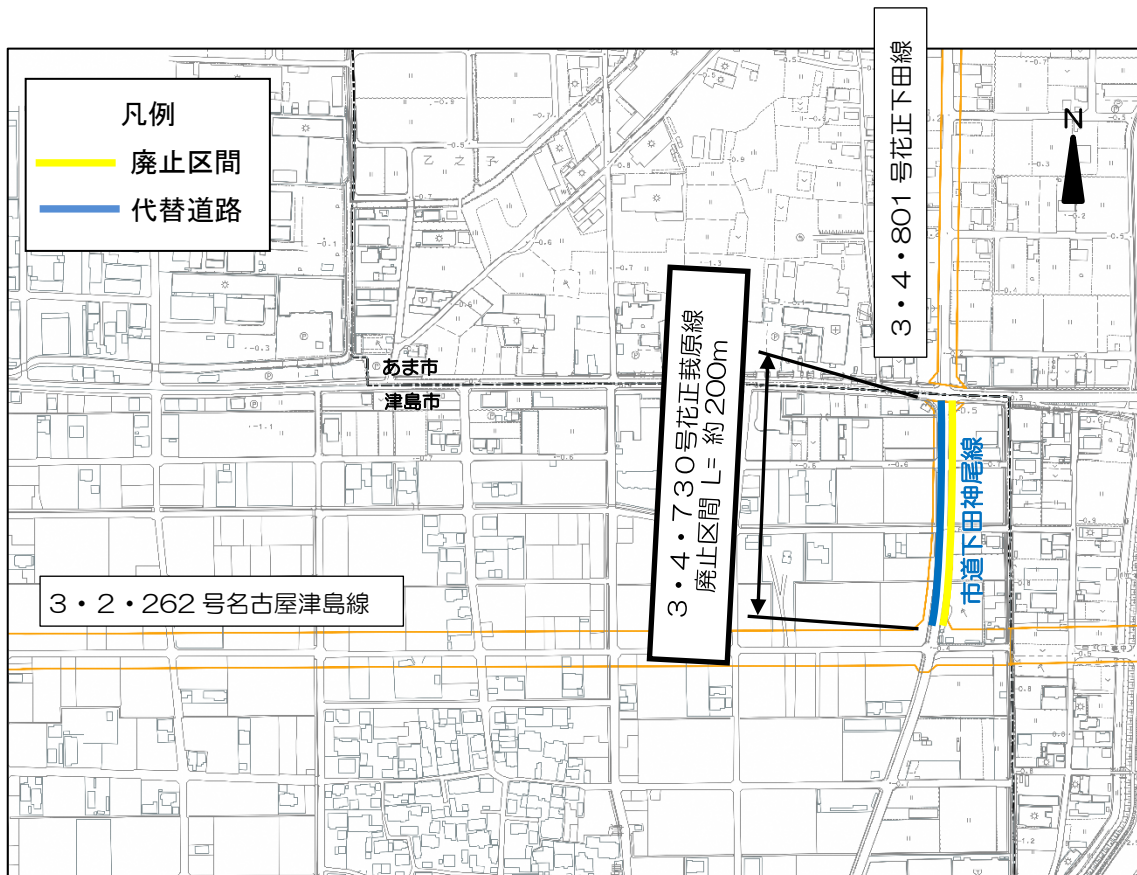
路線の整備状況は、全線で未整備となっています。

この未整備区間の同位置には、2車線で片側歩道を有する市道下田神尾線が、幅員約10mで整備されており、交通処理を行っています。

当該路線沿線では当初見込んでいた市街地拡大が進まず、また、今後も見込まれないこと等から、市街地拡大を前提とした当計画を見直す必要があります。

なお、見直し検討作業において、当該路線を廃止した場合でも、これらの現道や周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることを確認しております。

以上を踏まえ、3・4・730号花正義原線について、必要性等の検証を行った結果、現道が当該都市計画道路の代替性を有するものと判断し、全線約200mの区間について都市計画を廃止します。



(B) 名称、位置及び構造の変更 全3路線

① 3・5・329号昭和南本町線

3・5・727号又吉昭和線の全線廃止に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を6箇所から4箇所に変更します。

② 3・4・728号橋詰又吉線 (旧3・4・728号橋詰見越線)・・・(A)③

3・4・728号橋詰見越線の一部区間の廃止に伴い、津島市橋詰町2丁目地内から津島市又吉町2丁目地内の路線名称を3・4・728号橋詰又吉線に変更します。

また、3・5・727号又吉昭和線の一部区間の廃止に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を5箇所から3箇所に変更します。

③ 3・4・729号立込埋田線 (旧3・4・729号立込元寺線)・・・(A)④

3・4・729号立込元寺線の一部区間の廃止に伴い、津島市立込町2丁目地内から津島市埋田町1丁目地内の線路名称を3・4・729号立込埋田線に変更します。